

第四十三回国 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和三十八年三月十四日（木曜日）

午前十時四十二分開会

委員の異動

三月十四日

補欠選任

宮澤 喜一君 江藤 智君
鬼木 勝利君 白木義一郎君

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君
理事 石原幹市郎君
山本伊三郎君

委員

江藤 智君
大谷藤之助君
栗原 祐幸君
源田 実君
小柳 牧齋君
千葉 信君
白木義一郎君
田畑 金光君

國務大臣

大橋 武夫君
篠田 弘作君

労働大臣

松永 正男君
藤田 義光君
大村 襄治君
奥野 誠亮君

自治大臣

伊藤 清君

労働大臣官房長

大宮 五郎君

労働大臣官房副長

大宮 五郎君

内閣委員会會議録第十号

自治大臣官房 松島 五郎君
房参事官

本日の會議に付した案件

○自治省設置法の一部を改正する法律

案（内閣提出、衆議院送付）

○労働省設置法の一部を改正する法律

案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（村山道雄君） これより内閣委員会を開会いたします。

自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き、これより質疑を行ないます。政府側より藤田自治政務次官、大村官房長、松島参事官が出席しております。

○山本伊三郎君 では、この前に引き続いて若干、本案に関連をしましてこの前も少し聞いたんですが、地方公務員の給与の問題ですが、この国会で実は衆議院で修正されましたが、若干基準が動いたんですが、地方公務員に対しての財政措置はどうされますか、これをちょっと。

○説明員（松島五郎君） 国会で給与法の修正がございました結果、影響の出で参りますのは、高等学校の二等級の二十二号條以上の者の三カ月短縮の問題が第一点でございます。この問題は昭和三十七年度分いたしましたし、私どもの計算によりますと、約七千四百万円程度の支出増になるのではないかと、いうふうに算定をいたしております。

第二点は初任給等を中心といたしまして修正に伴いますものでございまして、

て、これを昭和三十七年度で見ますと大体三億程度の影響があるのではないかと、いうふうに見ております。

いずれにいたしまして、御承知のとおり、地方交付税の特例に關する法律は、国家公務員に準じて給与改定が行なわれるという前提のもとに、政府原案を基礎にいたしまして算定いたしました。単位費用等の改定を行なうとして、前国会に御審議をお願いし、議決をいたしておるわけでございまして、

したがしまして、今次の修正によつてふえました分を今すぐに措置するということとは、實際時間的にちよつと困難でございます。ただ、影響から申しますと、

度でございまして、このうち交付団体分だけをとりますと、高等学校で五千八百万円、一般の初任給等を中心としますと、

ます引上げにおいて二億一千三百万、兩者合せて二億五千万程度でございまして、

億五千万程度でございまして、一県当たりといたしまして、

村合わせて五百万円程度という事になりますので、この程度の額でございまして、

ましたらば、交付税の再算定を今再行ないましたらば、

四十億程度の交付税の調整減額を行なつてゐるのを復活をいたして金額交付することにはいたしまして、

ございまして、大体地方団体として、

も支障なくやつていけるのではないかと、かように考へてゐる次第でございます。

○山本伊三郎君 全体的に見ますと、まあさういふ言われたようなことの措置でございまして、これが非常に財政状態悪いところの都道府県、市町村に、

なる、まあ平均して五百万円だが、ある程度支障を来たすのではないかと思ふんですが、

るんですが、もしさういふものが出た場合に、自治省として特別に何か配慮する措置はできるのですか。

○説明員（松島五郎君） 今申しましたように、

たり平均五百万円程度でございまして、さらにこれを市町村なり、

に分けて、個々の団体に適用して参りましたらば、それが非常に大きな影響があるというふうにも私どもとして

は必ずしも考へておりません。特に御承知のとおり、

較いたしまして、税収入等も鈍化してゐるとはいえ、

状況でございまして、まあ大体支障なくやつていけるのではないかと、

いうふうには考へてゐるわけでございまして、

す。ただ、具体的な問題として、どうして困るといふ問題があらうたらどうするかという問題でございまして、

どもは、さういふ団体はおそらくないのではないかと予測いたしております

けれども、さういふ団体が具体的に出現して参りましたらば、

理として取り扱っていきたい、かように考へております。

○山本伊三郎君 それで、この財政的な措置は一応僕もその程度であれば何とかできると思ひますが、

の単位費用の計算の場合ですね。この場合にもやはり若干動くのじゃないかと思ふんですが、さういふ措置はどう考へておられますか。

○説明員（松島五郎君） 単位費用が動くということにもまあ理論的に申ししますとお説のとおりでございまして、

位費用を積算いたします場合には、それぞれ等級別に交付税の積算内容に入っておりますものを基礎にして積算をいたしてゐるわけでございまして、

たがしまして、まあこの程度でございまして、

ますと、単位費用の上に非常に大きな影響が出てくるというふうなことはないので、

す。

○山本伊三郎君 それじゃ三十八年度の地方公務員の、これはまあ平均にならざるを得ないと思ひますが、

給与の単位費用は幾らになつておりますか。都道府県、市町村別にひとつちよつと知らせ下さい。

○説明員（松島五郎君） 平均というお話でございまして、

の場合には、それぞれの経費を項目ごとに、

と、課長一名、課長補佐何等級何名、何等級何名という積算をいたして、

れを給与改定が行なわれます場合に新しい俸給表に当てはめて改定をして

参つておりますので、

平均は出ておりますけれども、

上総平均して幾らだという統計は実はとつておりませんので、

昭和三十八年三月十四日

【参議院】

尋ねてごさいますけれども、ただいまお答えをすることができません。

○山本伊三郎君 地方財政計画におけるもの、それでけっこうです。

○説明員(松島五郎君) 非常にごまかくなっておりますが、職種別に昭和三十八年度の単価を申し上げますと、小学校の交付団体で三万四千四百六十四円、これは本俸、扶養手当、暫定手当を含めました基本給でございます。不交付団体で三万六千八百二円、中学校が交付団体で三万三千三十一円、不交付団体で三万五千五百一十一円、都道府県では、警察官につきましては階級別に実は出してございまして、便宜調査の欄で申し上げますと、二万八千九百一円でございます。それから都道府県一般職員が二万九千五百八十一円、不交付団体が三万一千六百七十七円、高等学校で申し上げますと、交付団体で四万五千三百八十四円、不交付団体で五万一千四百四十四円、こうなっております。

○山本伊三郎君 市町村は。
○説明員(松島五郎君) 市町村の一般職員で申し上げますと二万六千四百九十七円、消防職員が三万一千五百二十七円でございます。あと高等学校等は県と同じでございます。

○山本伊三郎君 地方財政計画で積算の基礎にされるこのとり方はどういふ計算をされるのですか。全部そのグループだけを足して、それでその数で割ったものがこの平均として出てるのですか。

○説明員(松島五郎君) 各グループごとの平均でございます。

○山本伊三郎君 これは国家公務員の給与に準じて理論的な計算をされて

やっておりますのですね。実際しやないですね。

○説明員(松島五郎君) これは先生も御承知のとおり、昭和三十三年でございます。いましたか、全国的な地方公務員の給与実態調査をいたしまして、その際に職種別にそれぞれ勤続年数、学歴別等に分類いたしましたして、それが国家公務員であつたならば幾ら給与が支給されるのであるかということに基づいていたしましたして、それぞれ出して、それを基礎にいたしましたして、その後給与改定率をそのときにおける給与改定の方法に準じて積算をしてきているものでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、実際の給与とは若干この数字が違ふかと思ふのですが、あなたのはどういふ作業をされたときにはそういう感じを受けられませんでしたか。
○説明員(松島五郎君) 実際の給与をどういふ形でなかなか出すことは相当の手續をかけたけれども、単に平均いたしましたも、今申し上げます数字の計算の仕方が違ふところの把握が、大抵私どもの一般的な見方では、小学校、中学校につきましては、義務教育費国庫負担の基礎になっておりますものを、これに御承知のとおり、実績主義で国庫負担が行なわれます関係上大差がないものと考えております。問題は、都道府県一般職員がどうかという問題でございますが、都道府県一般職員は給与実態調査をいたしました際にもあまり大きな国家公務員との差がなかったで、不交付団体を除きましてはなかつたのでございまして、

これもそう大きな開きはないのではないかと。また、高校職員につきましては、今申し上げますように、交付団体で平均四万五千円という額でございますので、かなり高い水準を保っておりますので、私どもは実態聞いておるのではむしろ実態のほうがより高いような県もあるようにございます。市町村につきましては、実態のほうが市のほうが高く、町村のほうが低いというのが従来の実績であつたと思ふが、最近では町村のほうもだんだん国家公務員の水準にさや寄せされてきておりますので、市のほうが若干これより高いのではないかと、どういふふうに考えております。

○山本伊三郎君 それでは次にお伺いしたいのは、公務員の共済組合ができて、毎年追加費用として市町村に地方交付税で見るといふことで、この前の臨時国会でいろいろ言明があつたのですが、三十八年度ではどういふ費用はどれだけ見積もっておりますか。
○説明員(松島五郎君) 追加費用は三十六億円見しております。

○山本伊三郎君 その三十六億円は、どこにどう見積もっておりますか。
○説明員(松島五郎君) 国家公務員の追加費用の比率等を参照いたしまして、それによつてやっておりますといふのが現状でございます。

○山本伊三郎君 国家公務員のやつが問題であるのが、御存じのようには、国家公務員の場合と地方公務員の場合とはその出し方が違ふのですから、一つ一つのおの市町村なり組合にいくのですか、その場合にどういふふうに、組合員一人当たりの頭でいっているのか、どういふ形でこれを

基礎として出されているのですか。
○説明員(松島五郎君) 交付税を積算いたします場合に、一般職員でございまして、長期給付分が千分の五十五といふふうに通常の負担金なるわけでございますが、それに千分の七を加算いたしまして負担費用を定めて交付する、このように交付するといふことが、算定をするというやり方をやっております。

○山本伊三郎君 この問題は、なかなかあなたから責任のある御答弁は聞けないと思ふのですが、三十六億で、実際三十八年度でこれに発生していると思ふのですが、三十八年度の退職者に対する地方公共団体が負担すべき追加費用、それだけ言つたらおわかりだと思ふのですが、それだけおわかりだと思ふのですが、それだけおわかりだと思ふのですが、この点どうですか、自信がありますか。
○説明員(松島五郎君) 府県の実績運用は私しろろとでございますので、詳しく存じませんが、毎年積立金がかなり少なくとも、現段階をいいますか、ここしばらくの間は実際に支払いますよりふえていって、累積をしていく形になっていくわけでございますので、今さしたつた問題といたしましては支払いが足りないといふような組合が生ずるといふようなことはないものといふふうに考えております。

○山本伊三郎君 もちろん、それで支払は現在掛け金がたまるとの支分を考えたければそれだけ累積していくのですから、それはもう問題ない。それは本人の掛け金で、私たちが常に言う、あの法律ができたければ地方公共団体が負担すべき費用を立てか

えて払つているんですね。したがつて、三十六億といふものから見ると、おそらく地方公共団体が当然負担すべき金がこれではまかなえないことは事実なんです。したがつて、そのまかなえないものを掛け金で補つているのです。この点について自治省では、まだ法律ができて二年度目に入るので、どういふ基本的な考え方を持っておりますか。これはまだ大臣おられぬから、政務次官からひとつ。

○政府委員(藤田義光君) 御質問でございますが、昨年の十二月一日発足したばかりでございますして、もうしばらく運用の状況を見ないと、はっきりしたお答えできないのじゃないかと思つております。

○山本伊三郎君 財政局長に押しつけておきたいのですが、もちろんそうでございます。ただけれども、あの法律ができたときにすでに私は問題にしたのですよ。それをもうしばらく運用見ると言つたつて、金に不足はしないでしょう、おそらく年々累積していくのですから、一年に五百億といふものがたまりますから、だけれども、三十六億くらい納めたら、それで義務を済ましておるんだという考え方でおられるとたいへんだから、その点をひとつ聞きたいのです。御存じのように、追加費用を一度に支払うと八千億ほどの金が必要ののですから、八千億の利子だけ見ても三

十六億で足りないのですから、この点はもちろん地方公務員共済組合法だけではありません、国家公務員共済組合でも問題になっているのですが、政府に一応その点をただしたいのですが、こういう程度で出しておつて、これでいいんだという考えでやられると、

結局長い将来積み立てていく資金が、資金の運用に私は影響する。共済組合は御存じのように、利子収入というものが大きなウエイトを持っているので、したがって、そういうものを食われてしまうと、だんだんと経営がうまくいかない。そういう点を根本的にやはり考えてもらいたい、というのが、僕の意向なんです。政務次官には無理かと思いますが、大臣は来ますか。

○政府委員(藤田義光君) 御指摘の御心配の点も私よくわかるのですが、この十一月で満一年になりますので、その一年間の運営状況をよく検討しまして、昭和三十九年度の予算編成にあたりましては、国家公務員の運営の欠点を、地方公務員の場合は是正するような、ひとつ手を打ちたい、こういうことは幹部の間で打ち合わせております。とりあえず試験的に三十六億で発足したわけでございます。

○山本伊三郎君 これはまた別の機会に譲りまして、本件に関しては以上で、大体僕もこの前、だいたいやりましたから終わりなんです。ただ一つ、僕は予算委員会で聞いたのですが、財政局長は、一べん調べてみるというところで、言質を得ているのですが、最近も姫路市のほうからいろいろ問題を持ってきたのですが、非常に財政運用上機の見方では紊乱していると思つていますが、財政課あたりでそういうことについて何も聞きませんか。

○説明員(松島五郎君) この前先生からも御指摘がございましたので、今調査をして調査をさしておりますので、結果がわかりましたならば、また機会を見まして、御報告いたしたいと思ひます。

○委員長(村山道雄君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) ちょっと速記つけて。

議事の途中でありますが、委員の異動がありましたので報告をいたします。本日、鬼木勝利君及び宮澤喜一君が辞任され、補欠として、白木義一郎君及び江藤智君が委員に選任されました。

速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、前例により委員長に御一任を願ひます。

○委員長(村山道雄君) 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き、これより質疑を行ないます。

政府より大橋労働大臣、松永官房長、大宮労働統計調査部長が出席して

おります。質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○山本伊三郎君 本案に係属してちょうと統計部長にお伺いしたいと思ひます。

この毎勤統計の出し方ですがね。実は本院で国家公務員の給与法を審議した際に、人事院が出した民間の給与が九・三〇と出してきたんですが、労働省の三十六年ですかを見ますと、一三・三〇ですか、というのが出ておるのですが、これだけの大きな差があるのは、人事院としての説明を聞いておるのですが、労働省としてはどういふ考えでおられますか。ちょっとそれを聞いておきたい。

○説明員(大宮五郎君) 先生が言われました一三・三〇という数字は、三十六年の四月の調査産業総数の定期給与と同じものについて、三十七年の四月と比べた場合の上昇率でございます。これは、毎月勤労統計は全体として一萬四千の事業所を選びまして、それについて毎月調べた結果を、全体を調べたのと同じように推計拡大いたしまして、全体の推移を表わすものとして出したものでございます。

○山本伊三郎君 そういう調査方法はこの前も聞いたんですが、なぜこう人事院の調査と違うかという点に疑問を持っておるのですが、四〇も違うというのはどういふわけですか。単なる誤差じゃないと思ひます。

○説明員(大宮五郎君) 人事院のほうの調査につきましては、私必ずしも詳細承知しておるわけではございませんが、報告書等に載っておりますところによりまして、民間の五十人以上の規模についての調査でございます。それから毎月勤労統計の先ほどの数字は、

規模三十人以上の調査の結果でございます。最近、先生御承知のように、規模の小さいところのほうは上昇率が大きいわけでございます。したがって、毎勤のほうは規模の小さな事業所の状況がより多く反映しておる。これも一つの原因になると思ひます。

それから人事院のほうは、その調べるときにおきまして、新たにそのときの事業所の中からサンプルを選んでおるわけでありまして、私どものほうは三年ごとに行なわれます事業所統計調査、これは総理府統計局がやっておりますが、その結果によりましてサンプルがえをいたしまして、その途中におきましてはできるだけ廃止されたもの、あるいは規模が上昇してきたものは把握して追加するようにならしてはおりませんが、もちろん完全に追加し切れておるとは言えない点があるわけでございます。そういう点も、全く違った事業所についてやるものと、それからほぼ大部分のものが同じ事業所についてやった場合とは、最近のように事業所がほとんどふえて参りますときに、同じ規模の範囲内で選びますと、やや新しく選ぶほうが規模の小さなところが多く選ばれてくる可能性があるのでございまして、そうしますと、賃金に規模別の格差がございまして、ややそのほうが低くなる。それから、まあこれは言うまでもないことでございますが、人事院のほうは四月と四月、三十六年の四月と三十七年の四月の民間事業所における賃金の上昇率と合わせまして、三十七年四月現在における官民の賃金の差というものを示しておりますが、四月、四月の上昇率同士で

比較いたしますと、だいたいその差は小さいのではないかと思っております。

○山本伊三郎君 まあこれは人事院がおらないので、あなたのほうだけに聞いているのですが、この四月現在で比較しているのですが、実際の賃金の形態から見ると、上昇率はなるほど言われまして、三十六年度は小規模の工場の上昇率の高いことは、これはわれわれ経験の上からもわかるので、しかし、絶対額から言くと、やはり五十人以上の規模の企業に勤めている労働者のほうが高いのです。したがって、そのときの四月現在で民間の給与を五十人以上のものより比較した場合に差はやはり出ないかと、やはり思ふのですが、やはり労働省の毎勤から見ると四〇も低いのです。われわれとしては非常にこれについて、自分ではまだ調査できる機関を持つておりませんが、はつきり追求できないのですが、労働省の言われている賃金の水準というものを正しく見ると、か、かりに三十人、五十人、一応そういうものを別にしても、人事院のやつを正しく信ずるのか、ちょっとわれわれとしても自信がない。したがって、民間給与を確実に把握するような方法で、労働省で、そういう調査をする方法を変えられるかどうか。今のままでいいのかわるか。この点どう考えられておられますか。

○説明員(大宮五郎君) 私どもがやっております毎月勤労統計は、先ほど申し上げましたように、サンプルを選んでやる調査でございます。サンプル調査には標本誤差というのが常につきまといまして、毎月勤労統計はほかの統計に比べますと、かなりサンプル

比較いたしますと、だいたいその差は小さいのではないかと思っております。

ルの密度を濃く選んでおりますので、その誤差は一〇以内の小さなものといふふうに見えは見ておられます。したがって、その出てきました結果は、サンブル誤差の範囲内においては正しいものとわれわれは考えております。いろいろ設計を最も効果的にするために、従来からも研究を進め、今の段階に立ち至っておるわけでございますが、もちろん将来の問題としてまだ検討の余地がある点はこれはもう免れないと思はれますが、現在われわれがいろいろ研究しておる段階では、このままではいいのではないかと感じております。

○國務大臣(大橋武夫君) 部長との問答を承つておつたのでございますが、私も昨年、人事院勧告の給与の比較の問題につきましても担当大臣として検討いたしましたのでございます。その当時瀧本局長から、この九・三〇と一三・三〇の違いが非常に多いといふのを一応私も不審に思ひました。確かめたのですが、そのときの瀧本君の説明によりますと、一三・三〇とそれから九・三〇というの、これは全然関係のない数字である、こういうことと申します。それはどういふことかと申しますと、一三・三〇というの一年間の上昇率を一三・三〇、これは労働省の毎勤統計の数字でございます。ところが九・三〇というの、これは人事院の資料に基づくところの三十七年四月現在の官民較差であります。給与の較差であります。したがって、これは全然違つた数字であるわけなんです。しかし、それじゃどうしてこの違いがさういふふうに出てくるかと申しますると、結局公務員の給与には定期昇給と

いうものが必ずあり、そしてこれが確実に行なわれるわけでございます。そしてこの公務員の内容を作つておられる人的構成も年々規則正しく若い層が補充されていく、そして勤続年限も比較的長いこと、したがって、定期昇給がきちんときちんと行なわれる率がある。これに對しまして民間給与においては、定期昇給がはつきり制度としてきまつていないものも相当にあるし、また、定期昇給がきまつておる場合においても、年々の若い人たちの新規採用というところによって平均給が定期昇給にもかかわらず下に引き下げられる要素が非常に多い。その定期昇給の問題がいかに給与の前年と今年との間に非常に違いがあるか、これが官民の間に三〇と九・三〇というふうな非常な違いが出てきておるのである、こういう説明を聞いて、なるほどさういふものかと思つたことと申します。御参考までに申し添えておきます。

も、やはり昨年の五月から四月までのものを一年間持つてきて、民間労働者のものを一年間持つてきて、幾ら上がったかというのを計算しておるのですか。これは全然別だといふことになる。人事院の勧告にさういふものを出して、データを出してくる手はないのです。労働大臣どういふお考えで言つておられるか知りませんが、全然性格が違つたといふわけじゃないし、そのときの官民の差といふものは、一年間に累積されたものがたまつて差になつてきておるのであるから、したがつて、率の動きといふことは先ほど統計部長言われたように、規模別に若干低いところも入つておるから差があるといふことはわかるが、定期昇給が毎月あるからどういふことについて、は、僕の言つておるの、公務員の上昇率、あなたの出されておるの、一三・三〇と九・三〇しか上がつておらない、説明はさういふことと申す。官民の比較ではないのですか。

○山本伊三郎君 これは人事院とだいぶ論争したのですが、労働大臣の言われることについては、これはちよつと別に問題が起つてきておるのである、それはまあさきよりは言ひませんが、四月現在における官民の比較はそのとおりです。しかし、四月現在であるけれども、ずつと考へてみると、毎年民間の給与が上がるのは積算して一年ごとと同じ時期に比較するのである、全然別だといふ考へは人事院も持つておられない、われわれもそう思つておられないのです。民間の労働者のやつが毎月勤労統計で積算して一年上がったものが一三・三〇、人事院の調べておるのも規模別は違つたけれど

も、やはり昨年の五月から四月までのものを一年間持つてきて、民間労働者のものを一年間持つてきて、幾ら上がったかというのを計算しておるのですか。これは全然別だといふことになる。人事院の勧告にさういふものを出して、データを出してくる手はないのです。労働大臣どういふお考えで言つておられるか知りませんが、全然性格が違つたといふわけじゃないし、そのときの官民の差といふものは、一年間に累積されたものがたまつて差になつてきておるのであるから、したがつて、率の動きといふことは先ほど統計部長言われたように、規模別に若干低いところも入つておるから差があるといふことはわかるが、定期昇給が毎月あるからどういふことについて、は、僕の言つておるの、公務員の上昇率、あなたの出されておるの、一三・三〇と九・三〇しか上がつておらない、説明はさういふことと申す。官民の比較ではないのですか。

ております。それは先ほど申しましたように、全くそのときと新たに選び直した事業所同士の平均賃金の一年の上昇は一〇・一〇といふふうに出しておられます。それから毎勤と全く同じではございませんが、同じように事業所が変らなかつたものとして一年間の上昇率を出した場合に一二・〇〇になるという数字が報告には載つております。御参考までに、毎月勤労統計につきまして三十六年の四月と三十七年の四月の規模別の賃金の上昇率を見てみますと、五百人以上は一〇・四〇の上昇、それから百人から四百九十九人が一三・三〇の上昇、それから三十人から九十九人が一五・八〇の上昇率、人事院の調査の範囲と区切り方が違ひますので、比較は困難ではございますが、まあ百人以上のところをとりましますと二三・三〇・四でございすから、人事院の申します一二・〇〇とほぼ同じような上昇になるのではないと思ひます。九・三〇というの、先ほど大臣が申されましたように、三十七年四月分同士のそのとき現在における官民についての同じような職種についての平均的な較差と承知しております。

○山本伊三郎君 労働大臣の言われることがさうだとすると、過去の場合は逆な数字が出ておる。したがって、公務員の場合はいつも定期昇給なんかで、さういふことで上がつていくんだ、したがって、較差が結局少ない、少ないといふことでなく低く出るのだといふことであれば、過去の場合は毎勤のほうで常に上の数字がずつと出ておるのですか。この点の説明はどうなんでしょうか。もしさういふことで公務員

が定期昇給やなんかで上がつておるといふことであれば……
○説明員(大宮五郎君) 毎月勤労統計は、労働者一人々々の賃金の上昇率の状況がそのまま反映いたしませんで、労働者構成の変化といふものも上昇率の中に影響を与えてくるわけでございます。雇用がたかさん伸びますときには若し労働者が比較的多くの割合を占めて参りますので、一人々々の労働者の賃金上昇よりも全体としての平均の上昇はやや低目である、そのかわりに雇用があまりに伸びないで平均年令や平均勤続が伸びるようなときには、一人々々の労働者の賃金上昇よりも総平均のほうはやや高目である、さういふ時点によつて、変化に違ひ内容を持つてくる場合がございす。

○山本伊三郎君 今言われたのはちよつと僕にも理解できないのですがね。雇用がふえていくと若い人が入つてくる、したがって、景気のいいときには結局たかさん雇用があるから、さうすると、何か賃金が一人々々のやつが低くなるというのですか。何か総体が低くなる、今のやつ……
○説明員(大宮五郎君) たとえば新卒の賃金が一〇〇上がる。しかし、新卒の労働者がかりに非常にたくさんふえて、そして古くからいる者の数が相対的に減るということになりますと、新卒の賃金の上昇率は、それだけを取り出せば高いのでございす、賃金の絶対額は年令の高い者より低いものでございすから、さういふ低い者がたかさん入つた平均値といふものはやや低目になるわけでございます。さういふ意味でございす。

○山本伊三郎君 さうすると、その数

字が合わないのですがね。非常に好景
気といわれた三十五年、三十六年の場
合は、いわゆる民間の官民較差よりも
上昇率がずっと高くなっているんで
ね。あなたのほうの数字が、毎動統計
のほうの数字、あなた言われるやつと
逆に低くなるということになるのじゃ
ないですか。逆ですか。その点どうで
すか。

○説明員(大宮五郎君) 賃金のほうの
問題は、私十分によく承知いたしてお
りませんが、毎動だけについて申しま
すと、もう一つの問題は、労働者が
規模別にどういうふうに分布している
か。すなわち日本では御承知のよう
に、大企業のはうが賃金水準が高いわ
けでございます。大企業の雇用がより
たくさんふえますと、今度は全体の平
均がやや高目に出て参ります。したが
いまして、三十五、六年ごろは、大企
業の雇用が非常に伸びまして、規模の
小さなところの雇用はあまり伸びませ
んでしたもんですから、そういう点か
ら申しますと、規模全体としての総平
均は、今度はやや高目に出るほうに作
用しておるわけでございます。で、上
昇自体については、毎動についてはそ
ういう性格を持っておりませんが、ま
た、そのときどきの較差の問題になり
ますと、これは別な問題があるかとも
思います。

○山本伊三郎君 時間も……本案に対
してあまり関係がないので、これぐら
いにしておきますが、まだちょっと僕
も納得できないところがあるんです
が、いずれまた労働省に行つて資料で
も見せていただいてもう少し研究した
いと思ひます。きょうは僕はこれで終
わります。

○千葉信君 最初議事進行に関して委
員長に注文をつけておきたいと思ひま
す。どうもごらんのとおりこの委員会
の状況を見ますと、案件を審議するの
にはまだしく適当を欠いておる状態
になっておる。きょうのところは大臣
もせつかかおいてになつておられます
し、質問も始めますが、今後の委員会
の運営については、ひとつ委員長にお
いて善処されんことを強く要望してお
きます。

○委員長(村山道雄君) 承知いたしま
した。

○千葉信君 労働大臣に質問いたしま
すが、実はきょうの労働省設置法の
一部改正案に関する質問については、
前回の委員会でも質問を行ないました結
果、労働省単独の答弁では問題は解決
しないという傾向がはつきりしました
ので、そこできょうの委員会では行
政管理庁長官、人事院総裁の御同席を
願つて質問を展開しなければいけな
い。特に行政管理局の所管に関連をし
て、行政管理局のほうから事実を調査
して、この委員会に答弁することに
なつておいて、その前提のもとでな
ければ質問に入つていく順序は少し狂
うことになりまして、私は非常に支
障を感じておるのですけれども、せつ
かく大臣がお出になつておるのですか
ら、問題に関する法律的な事項につい
て、きょうは主として質問をしたいと
存じます。

労働大臣は、前に法務総裁として令
名かくかかたる人でもありません。特
に現在は公務員制度も担当しておられ
るわけですから、労働省設置法のみで
なく、公務員法関係の問題について

も、大臣の御所見を伺いたいと思ひま
す。
まず第一にお尋ねしたい点は、労働
省の中に現在設置されている労働問題
懇話会の関係なんですけれども、前回
官房長を相手にして、質疑応答しまし
た結果、官房長の考えは、すなおな法律
の条文に基づいて解釈から出発されて
いるというよりも、三十六年に発せられ
た行政管理局の通牒が、頭にこびり
ついていて、結局通牒の範囲内でお答
えになつておられることが明らかにな
りましたので、これは私はあとでこの
法案の適正な審議のためには、どうせ
行政管理局等に対しても、前に、三十
六年、この内閣委員会でも処理した
部分が出て参りましたので、あらため
て行政管理局のほうへも、質問しな
がら問題を説明していかなければなら
ない格好になっておる。そこできょう
は、さつき申し上げたように、順序が
少し狂いましたので、大臣に率直に承
りたいことは、労働問題懇話会の一
のきつかけとなつておられます問題とし
て、国家行政組織法の第八条の解釈に
ついて、まず冒頭からお伺いしたいと
思ひます。この条文の解釈についての
官房長の答弁は、条文の解釈というよ
り、行政管理局の通牒を頭に入れて
いて、答弁されておられるようで、必
ずしも条文の解釈は適正ではない部分
がございます。そこで私は、そういうい
ろいろ派生している点については切り
離して、国家行政組織法第八条、大臣も
そこにお持ちですか。読んでみま
すが、第八条には、「第三条の各行政機
関には、前条の内部部局の外、法律の
定める所掌事務の範囲内、特に必要
がある場合においては、法律の定める

ところにより、審議会又は協議会(諮
問的又は調査的なもの等)第三条に規定
する委員会以外のものを云う。及び
試験所、研究所、文教施設、医療施設
その他の機関を置くことができる。」
この条文についての解釈にあつては
は、前回の委員会でも、官房長のほうか
ら承りました答弁というものは、さつき
申し上げたように、行管の通牒が先に
頭に入つておるものから、したが
つて、ここにいう機関というものは、
諮問をし、答申をする委員会もしくは
調査をして、その調査の結果を答申す
る等の、その機関自体として、その附
属機関ですね、附属機関自体として意
思を決定して答申をするところの委員
会に、もしくは審議会、協議会に限ら
れるのだ、それ以外のものはここには
含まないという、こういう御答弁なん
です。ところが、これ大橋さんこの
条文を読んで見ればわかるように、
ここには審議会または協議会として、
カッコには「諮問的又は調査的なも
の等」というのは、これは一つの例
示にすぎない。したがつて、その例示
されたもの以外は全然これに含まない
という解釈。それに類似するもの、そ
れにまぎらわしいもの、それに近いも
の等の関係については一切この第八条
では考慮されていない。これはさつき
申し上げたように、先入観が私があつ
たからそういう答弁になつたと思ひ
ますが、私はそうではないという考え
を持っておきます。これは単なる例示
であつて、この諮問を受け答申する
の機関のほかに、その結果を報告する等
の機関のほかに、それに準ずるもの、
これは単なる例証であつて、そういう

ものも機関として、たとえば機関とし
ては条件がありますけれども、常設的
なものであるか、ないしは担当委員
等が大体常設的に決定している機関。
そうすると、それにはたとえ予算等
も計上されておいて、それは全くの、大
臣が個人的に個々に話し合いをするも
のではない常設的な機関等の場合、そ
ういふものは当然この第八条に含まれ
るべきではないか、こう私は実際問題
としては考えているのですけれども、
きょう大臣に第八条の解釈について、
前に官房長がされた答弁は官房長の立
場としては私はわかりませんが、大臣
に第八条の解釈についてこの際
承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) この国家行
政組織法第八条の解釈につきまして
は、昭和三十六年三月にやはり参議院
内閣委員会におきまして問題になつた
ことがあるのでございまして、その際
には池田総理及び林法制局長官からも
お答えをいたしましたことがあるのでござ
いまして。したがつて、この条文に
つきましての政府の解釈というものは、
単に行政管理局の通牒というだけ
でなく、法制局を含む内閣全体として
一定した解釈がございまして、その解
釈は先般官房長から申し上げたとおり
でございます。すなわち、この審議会
または協議会というものは、その場を通
じまして一つの独立した国家の意思決
定がなされるという場でないならば
ない。それではなければ機関という言葉
に即応しないではないか、こういうの
でございまして、審議会、協議会とい
うものがそういう名前がつけば、必ず
どんな場合にもそれがこの行政機関だ
というふうなわけではなく、やはり行

○國務大臣(大橋武夫君) この国家行
政組織法第八条の解釈につきまして
は、昭和三十六年三月にやはり参議院
内閣委員会におきまして問題になつた
ことがあるのでございまして、その際
には池田総理及び林法制局長官からも
お答えをいたしましたことがあるのでござ
いまして。したがつて、この条文に
つきましての政府の解釈というものは、
単に行政管理局の通牒というだけ
でなく、法制局を含む内閣全体として
一定した解釈がございまして、その解
釈は先般官房長から申し上げたとおり
でございます。すなわち、この審議会
または協議会というものは、その場を通
じまして一つの独立した国家の意思決
定がなされるという場でないならば
ない。それではなければ機関という言葉
に即応しないではないか、こういうの
でございまして、審議会、協議会とい
うものがそういう名前がつけば、必ず
どんな場合にもそれがこの行政機関だ
というふうなわけではなく、やはり行

○國務大臣(大橋武夫君) この国家行
政組織法第八条の解釈につきまして
は、昭和三十六年三月にやはり参議院
内閣委員会におきまして問題になつた
ことがあるのでございまして、その際
には池田総理及び林法制局長官からも
お答えをいたしましたことがあるのでござ
いまして。したがつて、この条文に
つきましての政府の解釈というものは、
単に行政管理局の通牒というだけ
でなく、法制局を含む内閣全体として
一定した解釈がございまして、その解
釈は先般官房長から申し上げたとおり
でございます。すなわち、この審議会
または協議会というものは、その場を通
じまして一つの独立した国家の意思決
定がなされるという場でないならば
ない。それではなければ機関という言葉
に即応しないではないか、こういうの
でございまして、審議会、協議会とい
うものがそういう名前がつけば、必ず
どんな場合にもそれがこの行政機関だ
というふうなわけではなく、やはり行

政機関として国家の意思がその機関によつて決定されるそのものうち、審議会、協議会あるいはその他の名称の場合においても、たとえ委員会というふうなものがあるであろう。いずれにしても、その点が行政機関のポイントである、こういうふうな解釈が政府部内では前から一定いたしておるわけでございます。

○千葉信君 前の質疑応答の結果、行政管理局のほうから発せられました通牒については、その当時の内閣委員会で、たまたま大臣が言われましたこの委員会での問題をこの前取り上げたのは私ですから詳しく知っています。私はその当時はその問題が一応落着きましたので、そのまゝまで今日まで過してきて、そうしてまた今回同様の問題がここに起こったので、あらためて当時の行政管理局の通牒を検討して、私は少しがっかりしている。その政府の立場もあつたかもしれないけれども、はなはだその通牒は公正妥当さを欠いた通牒になつていて、いわば自分たちの体面にかかずらわつて、できるだけの委員会の審議の経過なり結論に正しく目を向けられない態度でその通牒はできています。ですから、その通牒の問題については、私はあらためて行政管理局のほうも呼んでもう一回どうしてもやり直しをしなければならぬと思ひ、また、その通牒によつて今日問題が起つておるわけですから、その点は労働大臣に關係なく一応こつちのほうではつきり問題のけじめをつけてから、あらためて大臣に御質問をしたいと思ひます。

ただ、今私のお尋ねしているのは、そういうこれからやらなければならぬ

いこととは別に、そういう通牒を離れて、大臣一体つききも申し上げたように、法務総裁もやつた人だし現在公務員制度も担当しておられる方で、それから、そういう立場ですなにおにこの第八條の条文をごらんになつて、今大臣は自分の今の答弁がこの条文に合致しているといふことは私はなかなか簡単に言へぬだらうと思ひます。そういう一つの期待を持つて私は大臣に答弁を促したわけですが、この第八條のカッコの中などをごらんになつて、答申をするものでなければならぬ、あるいは調査の結果を報告するものでなければならぬ、そういう限界のはつきりした第八條だとお考えになるか、若干そこに問題がありそうだとお考えになるか、その点はどつちですか。

○国務大臣(大橋武夫君) まあこの審議会、協議会あるいは委員会というものは、いづれもそれは一つの国の行政活動を分担しておるといふことだと思ひます。ないしは行政活動の中に一役を買つておるといふことだと思ひます。そこで、その行政活動に一役買つておりますその委員あるいはメンバーといふものを総合しました全体を他の部局から独立した一つの組織と見ることができるといふことか。これによつてそれは行政機関になる場合もありましようし、あるいは単なる行政活動の場を提供するにすぎない場合もあろうかと思ひます。そのものがいかに運用されておるかというところによつてけじめをつけるのはないのではなからうか。そこで私はその運用の実態をよく見て、この運用の実情から見ると、これは単なる人が

集合してある行政活動に一役買つておるといふのにすぎないか、あるいはそれから一段進めて、その集合した人全体を一つの組織として観念すべき段階に行つておるか、この点によつてやっぱりそれが行政機関になるかならないかといふことをきめるべきではなからうか、こう思ひます。従来、その点につきまして政府が単なる人の集まりという以上、その集まった人たちが一つの行政機関としての独立した組織を持つておるといふことを認定する基準をいたしまして、審議会、協議会等においては個々の委員の発言を通じて現われた個々の委員の意思というものを以外に、その協議体において全体を代表する一つの独立した意思決定が行なわれるような運用であるかどうか、これによつてその区分をつけておるのが現在の政府の統一解釈である、かやうに存するのであります。

なるという判断でその予算が使われてその会合が持たれておる。そういうものはこの第八條の機関からポイントとしていいのだ、こういう考えは私はおかしいと思ひます。つまり、労働行政にプラスになるという判断で予算を組まれ、機関としても置かれ、常設されて、その会議の運営の形態は別です。これはたまたま労働問題懇話会の場合等ではこれは答申といふこともないでしょうし、大臣のほうから諮問するといふこともこれはないかもしれない。しかし、そこでこの間もその点について

はつきり官房長のほうから答弁があつたのですが、たとえば労働問題に混乱が起る場合あるいは紛争が予想される場合、そういう場合に備えてこういふ会合を持つことがプラスになるといふ判断で持つておる、よろしいですか、つまりそういうのはつきりした具体的な行政機関ではない、行政機関の附属機関としてそういう組織を常置しておくことが労働行政上プラスになるといふ判断で持たれておる。そういうものが例示的に諮問とか調査という言葉を使つておられますけれども、それは単に例示であつて、それ以外のそういうものも当然これは第八條に包含されるべきではないか、第三條の行政機関そのものではなく附属機関、たとえば行政上プラスになるといふ判断で医療施設を持つとか研究施設を持つとか、そういうものと一緒にその行政上プラスになると思はれて持たれる懇話会あるいは懇話会あるいは委員会、こういうものが当然この第八條に入るといふ解釈に立たれるのでなければ、第八條のすなわち解釈にならぬじゃないか。

○千葉信君 私は、統一解釈を聞いておるのではないですよ。政府の統一解釈には疑義があるから、その条文に關連をするような機関ですね。大臣は行政機関、行政機関と云うが、これは行政機関の一部であるけれども、これは行政機関の附属機関です。行政機関そのものではなく、その附属機関が答申するとか、調査をするとか、全体としての意思決定は行なつていないとか、そういうことにかかわりなしに、大臣が後段で言われた労働行政なら労働行政のためにプラスになると認めて予算を計上しておる、その予算を行使してその会合がどういふ中身かは別として、そういう会合をもつて何らかの懇談なり相談なりすることが労働行政上プラスに

月十二日の行政管理局の通牒はこの委員会に行政管理局の長官が約束をしてあの通牒を出した。ところが出した通牒そのものはもう一回どうしてもここで

はつきりつけなければならぬことになつてしまつた。その端緒をつけたのはお宅の労働問題懇話会であることはまことに不幸な話です。そういう経緯があつて私はこの第八條の解釈を労働大臣にただしているわけですが、労働大臣が労働大臣としての行政内の一員としての立場からは行政管理局の通牒をたてに取らうとする気持はわかりませんが、私はしかし、法律の条文が行政管理局の通牒そのものと食い違つていることが明らかなきときは、大臣ともあろう人があくまでもその通牒をたてに取らうとする理屈を言ひ合つておる。その場合は若しくはどうもつじつまを合わせなければならぬ答弁をしなければならぬことにはないと思ひます。当然そういうものがある場合は労働問題懇話会といふことで私は大臣に聞かないで、ここでは諮問的、調査的といふ言葉は全くの例示であつて、それ以外のものも含むのだという解釈がこの第八條では来るはずではないか。それをかえつて大臣が、いや、これは調査をするとか諮問するとか以外のものは含まないのだという答弁をする、大臣は、速記録を、人に笑われますよ。どうせこれはこの国会中に行政管理局の長官を呼んでけじめをつけなければならぬ問題ですから、ついでにつけ加えておきますけれども、私は労働問題懇話会が設置されておるといふかぬと言つて問題を追求しているのではなく、私は労働問題懇話会の効用は認められていま

なるという判断でその予算が使われてその会合が持たれておる。そういうものはこの第八條の機関からポイントとしていいのだ、こういう考えは私はおかしいと思ひます。つまり、労働行政にプラスになるという判断で予算を組まれ、機関としても置かれ、常設されて、その会議の運営の形態は別です。これはたまたま労働問題懇話会の場合等ではこれは答申といふこともないでしょうし、大臣のほうから諮問するといふこともこれはないかもしれない。しかし、そこでこの間もその点について

す。しかし、認めてはいるが、脱法行為は許さぬ。特に法律に抵触されているようなときには、はっきり行政組織法にきめた法律どおりに立法措置を講ずるならば、その不可能な条件がもしかりにあるならば、そのときは別個に考えればよろしい。私は、そういう立場で今この問題をお尋ねしておる。そのつもりで答えていただきたい。

○国務大臣(大橋武夫君) この第八条の第一項では「審議会又は協議会(諸問的又は調査的なもの等第三条に規定する委員会以外のものを言う。)」したがって、「諮問的又は調査的なもの」のほか「等」という字がございませぬから、そのほかいろいろのものが考えられることはお説のとおりでございませぬ。しかし、それからまた読んで読みますると、及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関」と書いてあります。また、第八条の表題というのでございませぬが、ここにも「附属機関その他の機関」と書いてあります。したがって、行政上必要な機関を置く場合にはこれは法律でもってやらなければならぬという趣旨の規定であることはこれは疑いのないところでありまして、それが審議会あるいは協議会のようなものであるならば諮問的あるいは調査的のほかにはやはり機関である以上、これは法律で規定しなければいかぬ、こういう趣旨であることは疑いなくございませぬ。そこで問題は、たとえば労働問題懇話会のようなものが行政上の機関であるかどうか。機関であるならば法律の必要がある。しかし、それは行政上の機関と認むべきものではないということございませぬ。これは法律によらな

い設置した場合においても、少なくとも第八条に抵触するものではないという説明ができると思ふのでございませぬ。したがって、問題はその協議会なりのあるいは委員会類の施設が行政上の機関たるものであるかどうかという点によつてこれは分かれると思ふのでございませぬ。その機関というものがございませぬ。政府の解釈といたしましては、これは個々の委員の単なる集合体、単なる会合、機関ではない。その集合体においてそれが行政上の機関となるためには個々の委員の意見発表のほかに、その集合体全体としての一つの独立した意思決定をするというような運営が行なわれる場合でなければ機関ではないんだ、こういう解釈に相違があるわけなのでございませぬ。私も、行政上いろいろな活動がございませぬが、第八条で行政機関について法律が必要だという制限をいたしておる。従来政府の統一解釈に従つて解釈してよからう、こういう考えを持っておるのでございませぬ。

○千葉信君 まあ、やつと大臣の答弁が、この第八条の解釈について百尺竿頭半歩だけお進みいただいたが、依然としてごまかそう、ごまかそうということ、機関々々という。大橋さん、ここでいう機関は行政機関そのものじゃないですよ。行政機関に附属するその行政機関の補助的な役目をする機関なんです。ですから、その機関としての審議会とか調査会等、もちろんこれは行政そのものを担当するわけではない。調査の答申をする、諮問の答申をする。しかし、それは機関そのもの

ではないし、したがって、その答申を受けた側からすればその諮問をどういふふうにして、どういふふうにして取するかしないかについては、受けた行政機関そのものの立場で決定すればよろしい、そういう立場をとっているわけですよ。したがって、私の言っているのはそういう答申とか諮問以外の機関でも、たとえば具体的な例としては労働問題懇話会等のような、懇談をする、懇話をする機関であつても、それが労働行政上プラスになると認めてその意見を聞き、話し合ひをする、こうなつてくると、それはこの機関に非常に類似してゐるんじゃないか。まぎらわしいのじゃないか。しかもおまけにそれは単に労働大臣が簡単な気持ちで委員諸公を集めて話し合つておるのではなくして、りつぱに委員の數も三十二人ということになつてゐるし、それから予算も今年度は七十万円の計上を見ている。そういうふうな事実は私にはこれは明らかに第八条に該当するといふ解釈……。行政管理局の出した通牒そのものもこの条文と照らし合はして論議をすれば、私はわからないわけじゃないと思ふのです。まあ、しかし、今ここでいきなり労働大臣に労働問題懇話会が実はこの八条に抵触するから何とかしろとか、いや抵触するおそれがあるから廃止しますといふことはここでは言へぬだらうから、私はこれをさつき申し上げたように、手続を踏んで、行政管理局、人事院総裁にこの委員会に来てもらつて、からめ手のほうからこの問題を処理していく方法をとつて、あらためて、労働省設置法の一部改正法案の関連事項ですから、

その機会に私はこの点を処理したいと思ふ。で、直接の第八条の問題については、労働大臣の解釈はほんの少しだけれどもつま先だけでも進んだわけですから、私はこの問題にきよはこれくらいにして、この問題に関連する国家公務員法の関係についてお尋ねをしたと思ふ。

それは、各種審議会等もそうだし、調査会もそうだし、したがって、そういうふうなまぎらわしい労働問題懇話会の諸君も、官房長はこれを、職員でございませぬから、したがって、給料ではございませぬ、出した金は、千二百円ずつ出した金は、これは謝金でございませぬと云つてのがれようとしております。しかし、国家公務員法の条文から言いますと、こういうえたいの知れない存在は許されぬ。これはあなたがお管大臣だから私もそんなことは詳しく。たとえば公務員法の第二条の第四項によりまして、人事院ではその官職が特別職に属するか一般職に属するかというのを決定する権限を持つています。人事院は、これが第二条の第四項。それから同じく第二条の第六項では、その一般職及び特別職以外の職員を置いて勤務をさせてはならないという制限がはつきりつけられていませぬ。で、この場合に、各種調査会、審議会等の委員、これは給与法の第二十二条によつて非常勤の臨時職員としてこれは何かの給料を支給することができるところにこの点ははつきりしてゐる。第六項には、この公務員法なり、公務員法に基づく公務員の給与法による賃金以外には一切賃金を支払つてはならぬ。賃金の支払いについ

て厳格に二条の六項は規定してあります。それからもう一つは、第六十三条には公務員に対する賃金です、単に金だけではなくて、それにかゝる有価物を支給することも認めぬとはつきり規定してあります。つまりそういう行政内部で勤務する者に対する賃金の支払い等は、これは大臣の所管なんだけれども、厳格に規定してゐる。そうしてその規定に違反した者に対してはたしか一年以下の懲役もしくは、三万円以下の罰金と、そういうふうな罰則もはつきりきまつてゐるのであります。ところが、労働問題懇話会の委員の場合にはそれに抵触する疑いのある千二百円ずつ、これは座長は千五百円です。その金を出してゐる。これは官房長の答弁によれば謝金だ。ところが、公務員法によると、そういう職員を置いてはならないということになつてゐる。ただしこれが八条にいう「附属機関」として正規のものならば当然これは一般職の非常勤職員としてその給与を受けることができる。これに抵触する問題も出てくるわけですよ。そうすると、労働問題懇話会の委員というものは簡単な格好では私は見のがしてはいかぬと思ふのです。あなたがお管している労働大臣としての立場から別して、今度は公務員法上からこの問題に十分まじめに考えなさいかぬ。まじめに十分考えなさいかぬ。というところは、さつき申し上げた行政管理局の体面にかかすらつて、ほんとうの国会の審議の中身を具体的に結論にかかすらつてこの問題を曲げては今の公務員法上の問題も立ちどころに起

て厳格に二条の六項は規定してあります。それからもう一つは、第六十三条には公務員に対する賃金です、単に金だけではなくて、それにかゝる有価物を支給することも認めぬとはつきり規定してあります。つまりそういう行政内部で勤務する者に対する賃金の支払い等は、これは大臣の所管なんだけれども、厳格に規定してゐる。そうしてその規定に違反した者に対してはたしか一年以下の懲役もしくは、三万円以下の罰金と、そういうふうな罰則もはつきりきまつてゐるのであります。ところが、労働問題懇話会の委員の場合にはそれに抵触する疑いのある千二百円ずつ、これは座長は千五百円です。その金を出してゐる。これは官房長の答弁によれば謝金だ。ところが、公務員法によると、そういう職員を置いてはならないということになつてゐる。ただしこれが八条にいう「附属機関」として正規のものならば当然これは一般職の非常勤職員としてその給与を受けることができる。これに抵触する問題も出てくるわけですよ。そうすると、労働問題懇話会の委員というものは簡単な格好では私は見のがしてはいかぬと思ふのです。あなたがお管している労働大臣としての立場から別して、今度は公務員法上からこの問題に十分まじめに考えなさいかぬ。まじめに十分考えなさいかぬ。というところは、さつき申し上げた行政管理局の体面にかかすらつて、ほんとうの国会の審議の中身を具体的に結論にかかすらつてこの問題を曲げては今の公務員法上の問題も立ちどころに起

て厳格に二条の六項は規定してあります。それからもう一つは、第六十三条には公務員に対する賃金です、単に金だけではなくて、それにかゝる有価物を支給することも認めぬとはつきり規定してあります。つまりそういう行政内部で勤務する者に対する賃金の支払い等は、これは大臣の所管なんだけれども、厳格に規定してゐる。そうしてその規定に違反した者に対してはたしか一年以下の懲役もしくは、三万円以下の罰金と、そういうふうな罰則もはつきりきまつてゐるのであります。ところが、労働問題懇話会の委員の場合にはそれに抵触する疑いのある千二百円ずつ、これは座長は千五百円です。その金を出してゐる。これは官房長の答弁によれば謝金だ。ところが、公務員法によると、そういう職員を置いてはならないということになつてゐる。ただしこれが八条にいう「附属機関」として正規のものならば当然これは一般職の非常勤職員としてその給与を受けることができる。これに抵触する問題も出てくるわけですよ。そうすると、労働問題懇話会の委員というものは簡単な格好では私は見のがしてはいかぬと思ふのです。あなたがお管している労働大臣としての立場から別して、今度は公務員法上からこの問題に十分まじめに考えなさいかぬ。まじめに十分考えなさいかぬ。というところは、さつき申し上げた行政管理局の体面にかかすらつて、ほんとうの国会の審議の中身を具体的に結論にかかすらつてこの問題を曲げては今の公務員法上の問題も立ちどころに起

こつてくる、もし大臣はそういう疑念があれば当然所管大臣として十分にこの公務員法上の問題も研究しなければならぬと思うのですが、今ここで御答弁いただけるのでしたらひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 労働省における従来の取り扱いは、先般来官房長から申し上げましたごとく、これらの懇話会に出席される方々は、單なる民間人のそれぞれの資格で出席していただくのでありまして、そのために公務員になっていただくという考えではございません。したがって、公務員に対する給与とすることなく、出席のつどその御苦勞をねぎらうという意味で、謝金名義の支出をいたしておるのだと思ひます。したがって、公務員ではないし、いわゆる職員ではない。まあ一種の座談会に出席していただく、そこに労働大臣も出席するというような気持で運営をいたしておるわけでございます。

○千葉信君 労働問題懇話会はこの委員諸君は公務員になつてもらうつもりでやつておるのではないとわれますけれども、労働大臣も御承知だと思ひのだけれども、政府に今二百七十幾つかの審議会、調査会がありますね。財界人なんかももちろんおられます。学者ももちろんおられます。こういう民間人の場合には、公務員法上は一般職の職員ですよ。一般職の職員で、したがって、給与の關係は給与法の第二十二條の適用を受けて日当を払つておるんですよ。まああの人たちを公務員と解釈するかしないかは、公務員にするつもりで頼んだかどうかは、労働大臣の言葉のように、そのつもりで頼んだか

どうかは別として、その人たちは審議会の委員等になつた場合には、自動的にこれは国家公務員法上は一般職の非常勤職員ということになるんですよ。そういう法律がある以上、それにまぎらわしい、第八条にまぎらわしい機關を持つていて、その委員連中にはこれは公務員でないから賃金じゃないのだ、これはだから謝金だというのは、これは大橋さんらしくもございません。これは大橋さんらしくもございません。それは、そんなまぎらわしい脱法的な行為をするからこういう問題が起るんですよ。あなたは成規のやり方をしないから公務員じゃないだけの話であつて、あなたの方のほうで第八条とおりの成規の扱いをすればこれは一般職の職員ですよ。給与法第二十二條に明確です、これは。たとえば第二十二條には顧問であるとか、参与であるとか、あるいは委員であるとか、「又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者」、必ずしも委員という名前がつかなくて、顧問という名前がつかなくて、参与という名前がつかなくて、この人事院の指定するこれらに類する連中も同様だ、こうはつきり規定してある。これらに類するといふものの中に懇話会の委員も入れようじゃないですか。入らないという根拠はどこにもない。それはあなた方は懇話会そのものの扱いを脱法的なやり方をしているから問題が起る。なかなか、これは法律上はこまかい重箱のすみを突つたような問題だから、いかに頭のいい労働大臣でも即座に簡単に答えられない点もあるかもしれないのだけれども、私はきょうは大体これぐらいにして、大臣のこれに対する御答弁がなくても、さつき申し上げたよう

に、次回の委員会等で行政管理庁なり、あるいは人事院總裁に來てもらつて、法律の解釈について明らかにしてから、またあらためて質問いたします。今の問題についての御答弁はどちらでも大臣にまかせます。

○国務大臣(大橋武夫君) 国家公務員法あるいは給与法等、他の国務大臣あるいは人事院等の所管の法律の解釈の問題がからんで参りますので、今日はこれ以上の答弁は控えてさせていただきます。

○山本伊三郎君 一つだけちょっと聞いておきたいのですが、この前、この国会で千葉委員が言われましたように、非常に問題になりましたが、労働省はこの労働問題懇話会を第八条によつて法律に規定できない理由があるかどうか。私の前から千葉委員とのいろいろ官房長の話を聞いておつたので、非常に困られるのですが、そういう法定されたものにする、この懇話会の運用上非常にやりにくいことがあるのかどうか。この点ひとつ聞かせていただきたいと思います。そうでなければ別にこの法定したところでそう支障ないと思ひますが、もしそういうものを法定すると、運用上、どうも労働問題懇話会という性質上、むずかしいかどうか。この点ひとつ。

○国務大臣(大橋武夫君) 申すまでもなく、労働省といたしましては、わが国の労使關係の正しい成長ということを考えておるわけでございます。そのためには労使間のなごやかなアット・ホームな雰囲気というものをできるだけ盛り上げていくということが今後の労働行政のために必要なのではな

いかという考えを持つておるわけでございます。したがって、この懇話会、懇話会におきましては、出席の方々は労使とも、また、役所の者もみなかみしめを脱いだ気持で四角ばらずにまた役所の委員会だとか、あるいは法律、規則で定められた國家機關だとかいふようなワクに縛られた気持でなく、全くぶらぶらとそこへ關係者が軌を一にして集まつた。で、そのときどきの問題についてそれぞれ思ひつくまにざつぱらに話し合つていこう、こつた会合によつて、一つの、労働行政上の参考となるべき意見を述べてもらおうということなく、話し合いそのものを通じて、労使間の一つのムードを作つていく、そういうことだけでございます。したがって、会合において意見とか調査をしてもらうのではななくて、会合自体が労働行政上意義のあるものだ、こういう意味で懇話会がスタートしたように聞いておるわけでございます。そういう意味で、これを法律上の委員会、審議会というふうなものにする、この懇話会の本来の趣旨と違つてくるのではなからうかと、そういうような気持が労働省にはあるわけでございます。

○山本伊三郎君 その趣旨はこの前官房長からいろいろ言われた、それはよくわかつておる。われわれも千葉委員も言われるように、その趣旨でやることはかまわない。しかし、八條で法定することは何と申しますか、固く拒まれるような態度ですが、これは私は間違つたら別でございますが、聞くところによると、そういう委員ということとかあるはそういうことをやらねと、メンバーになれないのだ、ならな

いのだというよりな人があるから、そういうものをしなかつたということも、これは聞いたことがあるのです。が、そういうことはないので、そういう決定された委員になつた場合はわしは入らない、こういうことを聞いたのですが、そういうことはないので、ね。

○国務大臣(大橋武夫君) 具体的にこれこれのお方は、まさにそういう立場におられるよりだといふより、具体的な心あたりはございません。ただそういうことも、発足当時に今のようない方方をよしとする根拠として考えられた一つの理由ではあつたかもしれません。

○栗原祐幸君 ちょっとお尋ねしたいんですが、懇話会の場合には委員に手当が出ておるわけですね。その場合の手当は休まれても手当は出ておるんですか。

それから懇話会の場合には、欠席された場合には謝金は出しておらないのですか。その点だけお聞きしたい。

○政府委員(松永正男君) 懇話会の場合には、出席した場合だけ謝礼金を差し上げておられます。

○栗原祐幸君 したがって、懇話会の場合には欠席されても手当は出ておる……。

○政府委員(松永正男君) 懇話会と懇話会とおっしゃいましたが、予算上の費目といたしまして委員手当という費目がございまして、これは特別職、非常勤の委員というものに該当する方々に委員手当を差し上げておる。ただ委員手当につきましても実績に応じて委員手当の支給をするという建前になつております。

○政府委員(松永正男君) 懇話会と懇話会とおっしゃいましたが、予算上の費目といたしまして委員手当という費目がございまして、これは特別職、非常勤の委員というものに該当する方々に委員手当を差し上げておる。ただ委員手当につきましても実績に応じて委員手当の支給をするという建前になつております。

○栗原祐幸君 そりすると、懇談会の場合にしても出席しなければ手当は出ないわけですか。

○政府委員(松永正男君) そのとおりでございます。

○千葉信君 次回の委員会では、労働省設置法の一部改正に関連して行政管理局の長官の出席を要求しておきます。同時にまた、そこで問題の進展の状況に応じて人事院総裁の出席をお手配願っておきます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありませんか。他に御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(衆)

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法

第一条中「国家公務員等」を「国家公務員」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「国家公務員」に改め、「要するもの」の下に「第七

七条第五項の公共企業体の職員の場合を除き、以下「職員」という。」

を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服すること

を要するもの(以下「職員」という。)」を「国家公務員のうち職員」に改め、「それぞれ同項各号の」を削る。

第五条第一項中「並びに第二条第一項第二号の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない理由により退職したもの」を削る。

第五条の二を削る。

第六条中「前四条」を「前三条」に改め、「(前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二)」を削る。

第七条第五項中「地方公務員が」を「日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社(以下「公共企業体」という。)の職員(公共企業体の役員を除く。以下「公共企業体職員」という。)又は地方公務員が」に、「その者の地方公務員」を「その者の公共企業体職員又は地方公務員」に改める。

第七条の二第一項中「又は第二条第一項第二号に規定する法人」を削る。

第十三条(見出しを含む)中「地方公務員」を「公共企業体職員又は地方公務員」に、「地方公共団体に就職」を「公共企業体又は地方公共団体に就職」に、「当該地方公共団体」を「当該公共企業体又は当該地方公共団体」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(在職期間に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現在に在職する改正後の国家公務員退職手当法第二項の規定により同条第一項の職員とみなされる者を含む。以下「公務員」という。この法律の施行の日以前における在職期間には、改正前の国家公務員等退職手当法(以下「旧法」という。)第二条第一項第二号に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項第二号の職員とみなされる者を含む)に係る在職期間を含むものとする。

3 この法律の施行の際現在旧法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職する者がこの法律の施行の日以後引き続き当該公庫等職員として在職した後引き続き公務員となつた場合におけるその者の退職手当については、なお従前の例による。

4 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の二次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十三条の二の二 公社は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続いてその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものととして、その者に退職手当を支給しなければならない。

5 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二五六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(職員の退職手当の基準等)

第四十四条の二 日本国有鉄道は、その職員に対して支給する退職手当の基準を定めなければならない。

2 公社は、その職員が引き続いてその役員となつた場合においては、その役員となつた時に退職したものととして、その者に退職手当を支給しなければならない。

第六十七条から第六十九条までを次のように改める。

第五十条から第五十三条までを削除

第六十七條から第六十九條までを次のように改める。

(退職手当の期間通算)

7 この法律の施行の際現在旧法第二条第一項第二号に規定する職員(同条第二項の規定により同条第一項第二号の職員とみなされる者を含む。以下「公共企業体職員」という。)として在職する者が、この法律の施行の日以後引き続き公共企業体職員として在職し、その者が退職した場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のこの法律の施行の日以後における公共企業体職員としての在職期間に、その者がこの法律の施行の際に退職したものとすれば旧法の規定により退職手当を支給することとなる場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る在職期間を通算する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

8 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律

第一条中「国家公務員等退職手

当を次のように改める。

第一條中「國家公務員等退職手

當を次のように改める。

当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「前二条」を「第一条」に改め、「及び公社等」を削る。

第四条の見出し中「又は納付」を削り、同条中「又は第二条」及び「及び納付」を削る。

(一般会計の受入金の過不足額の調整に関する経過措置)

9 この法律の施行前に一般会計において改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(以下「旧法」という。)第二条の規定により同条に規定する公社等(以下「公社等」という。)から受け入れた金額が当該年度における公社等の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合における当該過不足額に相当する金額で、この法律の施行の際旧法第三条の規定による調整がされていないものがあるときは、当該調整がされていない超過額又は不足額に相当する金額は、政令で定めるところにより、昭和四十年年度までに、公社等に返還し、又は公社等から補てんするものとする。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律等の一部改正)

10 次に掲げる法律の規定中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

一 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する

法律(昭和二十八年法律第五十六号)第五条(見出しを含む。)及び第八条第三項

二 住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第五項から附則第七項まで

三 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七十四号)附則第二項

四 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号)附則第四十二項

五 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百一条第二項

六 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十二條第二項